



国税庁と保険会社



今回は国税庁と保険会社(特に外資系)とのいたちごっこのお囃です。

○法人税の繰り延べに効果的な「役員保険料」の取り扱いの経緯○

法人税基本通達9-3-5の2(令和元年課法2-13により追加、令和3年5月31日公表)は発令から公表にいたるまでに「定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取り扱い(案)」として、行政手続法39条(意見公募手続き)のパブリックコメントの手続きがとられ、その経緯をみると、当局の保険会社への根回しや、保険会社の駆け込み販売、そして納税者の反応と、そのドラマ性はテレビを超えるほどの見応えです。どうなったか!

1.最高解約返戻率50%超の定期保険等に規制がかけられ、次の3区分

- ①最高解約返戻率50%超70%以下
- ②最高解約返戻率70%超85%以下
- ③最高解約返戻率85%超

に分けられ、「資産として計上する額」と「資産計上期間」を定めています。因みに、③に該当するとそれぞれ次の通りです。

資産計上額=(当期分支払保険料)×最高解約返戻率×0.7(保険開始の日から10年を経過する日までは0.9)

資産計上期間=保険期間開始の日から最高解約返戻率となる期間の終了まで

2.この通達には経過規定があり、令和元年7月8日以後の保険契約分からの適用です。

まえの期間の規約分については従前のとおりです。(パンフレットには詳しいことは税理士に確認してくださいと、見えにくいほど小さく注意書きがあります。)

○保険契約等(生命保険契約、損害保険契約、共済保険契約)に関する権利の評価(所得税基本通達36-37)○

平成3年4月28日に改正案がパブリックコメントに手続きが取られており、上記の法人税通達9-3-5の2の関連です。経過規定があり、**令和3年7月1日以降の取引から適用**です。今回の見直しの対象は上記法人税基本通達9-3-5の2の対象となった保険契約です。

次のようなパターンを想定しています。

退職金や賞与として保険契約等の契約者を会社から役員または従業員に変更します。

このことは「保険契約の権利」を役員または従業員に支給したことになります。つまり、**支給額はこうなります**という通達です。

会社契約の保険契約等 → 役員または従業員(支給額)(支給)

(新)所得税通達36-37 (1)支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%未満である保険契約等に関する契約を支給した場合には、支給時資産計上額により評価する。

国税庁と保険会社(特に外資系)とのいたちごっこは当分、続きます。



四ヶ所十郎

こちら総務部便り

Vol.21

2021 葉月号

請求書を電子化してみませんか???



請求書はこれまで、紙の原本を郵送して送付・受領されるのが一般的でした。しかし、世の中のデジタル化の流れは止むことありません。ビジネスにおいて重要度の高い書類である請求書の電子化が今後一層加速していくことは確実であると言えるでしょう。わが社でも現在MFクラウド請求ソフトを利用して、一部のお客様には電子化した請求書を送付しております。

今回は、請求書の原本の電子化を可能にする法的根拠を踏まえ、電子化した請求書の送付や保存に関するポイントを解説します。

PDFの請求書は法的に認められている

請求書の電子化を考える際には、請求書の内容を電子データでやりとりすることが法的に問題がないかをまずおさえる必要があります。請求書の電子化について「送付」と「保存」の2つに分けて見ていきましょう。

まず、発行した請求書を電子文書化し請求先に送る「送付」に関しては、これまでも法的に全く問題ないとされてきました。請求書をやりとりする当事者間で請求の内容を認識したうえで交わされたものである限り、請求の事実を証明するには十分であり、そこでは紙であるか電子上のものであるかは問われません。

一方、請求者から受け取った請求書を電子データで

PDFに捺印する必要はない

わが国では、これまで長きにわたり、商習慣として文書にハンコを押してあることを重視してきましたが、PDFで発行した請求書に捺印は必要なのでしょうか。

結論から言うと、PDFの請求書に捺印は不要です。法律に捺印を義務付ける根拠はなく、捺印のない請求書であっても法的には全く問題ありません。

ただし、捺印にはトラブル時に証拠書類としての価値を高める役割が期待されてきたことは事実です。捺印がなくてもメールでのやりとりの履歴さえあれば証拠として十分である気もしますが、相手方の社内ルールによっては捺印がないと正式な請求書として受理されないこともあり得ます。

こうしたことから、実務ではPDF化する際に請求書に電子印鑑を捺印したり、印影の画像を貼り付けたりする手法が採られることが多くなっています。

家とめ

意外と時間がかかる請求業務ですが、こうしてみるとメリットは大きいと考えます。現在の販売管理ソフトも、電子化に対応したものが主流です。各社にあったソフトを利用して、ぜひ取組んでみてはいかがでしょうか。

請求書を電子化するメリット

請求書の電子化により、さまざまなメリットが得られます。

請求書を電子化してPDFで送信すれば、ネットの恩恵を活かしたスピーディーな請求書発行業務が実現します。間近に迫った期日や再発行が必要になった時にも慌てる心配はありません。

また、請求書類の作成から捺印、封入、投函までの一連の事務作業の多くを省くことが可能になります。人件費や郵送費の削減はもちろん、煩雑な工程から生まれがちなミスの大幅な軽減が期待できるでしょう。残存する送信履歴により、これまで少なくなかった請求書の未達による取引先とのトラブルを回避することも容易になります。

さらに、捺印しなくて良いのであれば捺印のために出社して請求書を作成する必要がなくなります。請求書の電子化によりテレワーク化への道が拓けるため、働き方改革に向けた大きな一歩を踏み出すことが可能になります。

財務指標の視点から決算書を見る⑦



今回は、損益計算書で算出される5つの利益について書き記していきます。

【売上高】	***、***
【売上原価】	**、***
①売上総利益	*、***
【販売費及び一般管理費】	***
②営業利益	***
【営業外収益】	***
【営業外費用】	***
③経常利益	***
【特別利益】	**
【特別損失】	**
④税引前当期純利益	***
法人税等	**
⑤当期純利益	***



損益計算書は、ある一定期間の経営成績を示した計算書類になり、会社の経営状況、収益性、会社の成長度を測ることができます。

損益計算書では上図のように段階ごとに収益と費用を計算し、〇〇〇利益を算出します。

①売上総利益…売上高から売上原価を差し引いた額。売上高はその会社の本業による商品販売やサービスの提供等を行うことで生じるもので、売上原価は商品の仕入れや製造のための原材料の仕入れ、サービスの提供にかかる費用になります。よく【粗利益】や【付加価値】という言葉で表現されます。

②営業利益…①の売上総利益から商品販売、サービスの提供等で直接関係しない費用や営業活動に必要であった費用を差し引いたもので、本業の活動による利益になります。

③経常利益…②の営業利益から本業とは別に継続的に発生したもので、計算式は営業利益+営業外収益-営業外費用になります。(受取利息や支払利息)【けいつね】という言葉は経常利益の事を指しています。

④税引前当期純利益…③の経常利益から本業とは別で一時的に発生したもので経常利益+特別利益-特別損失になります。(会社が所有する土地の売却で得た利益等)

⑤当期純利益…④の税引前当期純利益から法人税等を差し引いたもので最終的な利益を算出します。

5つの利益にはそれぞれに意味を持ち収益性の指標に用いられます。

～前問～

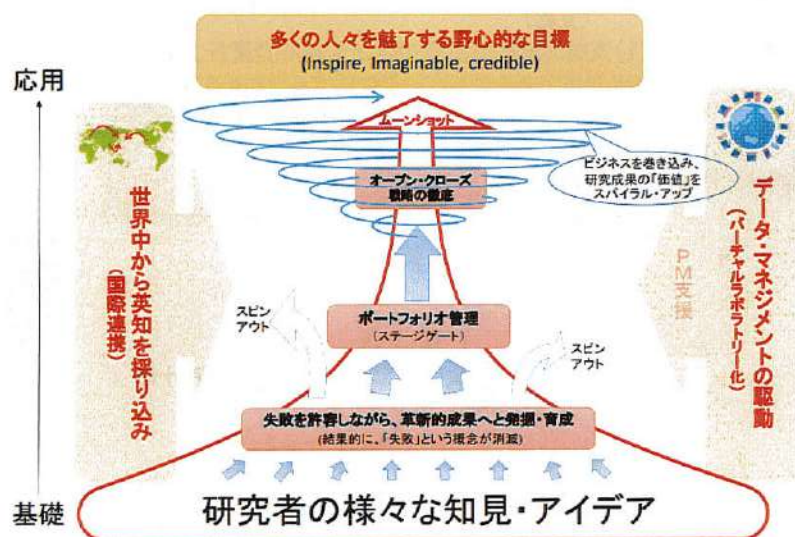
ムーンショット計画3

一般的に、優れたムーンショットは、Inspiring(人々を魅了する)、Imaginative(創意にあふれ斬新である)、Credible(信憑性がある)の3つの要素を満たすとされているそうです。

それでは、この3要素を念頭に次の未来像(ムーンショット)を読んで頂きたいと思います。

- ・ロボットと生体組織とを融合したサイボーグ化技術が確立。老化により低下する視聴覚機能や認知運動能力等が補強され、誰もが必要とする能力をいつでも拡張できる。
- ・プラスチック代替素材の開発などによりプラスチックごみを地球から根絶するとともに、既に海洋や地表に投棄されたプラスチックごみの自動回収や資源化が実現。
- ・光年単位の宇宙航行における生物学的寿命の延伸が可能となる人工冬眠技術が確立。
- ・AIが膨大な実験データ等の中から自立的に仮説を構築し、実験作業等をロボットに自動化させることにより、ノーベル賞級の発見が次々と生み出される。

これらの未来像は、2019年7月に「ムーンショット型研究開発制度に係るビジョナリー会議」から2050年頃までに目指す未来像と25のミッション目標例として実際に公表されたムーンショットです。一読しただけでは、現在の最先端科学技術が進展していくと想定される延長線上で考えたとしても、SF映画の世界だとか、仮に実現されるとしても、遥か遠い未来の話のように思われますが、30年後の未来像ということもあり、実現可能性の根拠を積上げ、時間軸上に落とし込んだマイルストーンを達成しながら信憑性を高めていくことにはなるのではないのでしょうか。



過去の延長線上ではなく、困難だが実現すれば大きなインパクトとイノベーションが期待される野心的な目標を設定し、未来から逆算して失敗も許容しながら革新的な研究開発を推進していくのがムーンショット。

確かに今から30年前を振り返ってみると、スマホなんてなかったし、3Dプリンターで家が建つ時代が来るなど想像もしていなかったですね。これから30年後も予測不可能だと思います。

矢沢永吉が30代の頃に言っていた名言『いつの時代だって、やる奴はやるのよ、やらない奴はやらない』。これからの時代も『やる奴』が変革していくのでしょう。

四ヶ所 直樹



建設業の許可申請時等 (令和3年4月以降)

令和3年4月1日より、建設業許可申請時等において営業所の調査対象が見直されることに伴い、営業所の確認資料として、写真の提出が追加されました。写真の提出の対象となる申請等は、新規許可、業種追加の申請、更新申請、承継等の認可申請、営業所の所在地の変更の届出です。写真の提出に伴い、更新申請については営業所調査はなくなりました。

【営業所の写真について】

*3ヶ月以内に撮影したものを提出してください。

営業所の写真については、①外観全景 ②入口付近 ③内部全景 ④建設業の許可証の4枚です。

- ①外観全景… 看板等を確認できるように撮影する(看板等が小さくなるような場合は、看板等を別に撮影)
- ②入口付近… 表札等(社名)を確認できるように撮影する。
- ③内部全景… 電話、机等什器備品を確認できるように撮影する。
- ④建設業の許可証… 表示内容が最初の許可申請のままになっているところが多いので、最新の内容に変更したものを撮影する。(新規許可申請の場合は不要)

<参考> 建設業法第40条の規定により店舗に掲げる標識 (建設業法施行規則 様式第28号)

建設業の許可票				
商号又は名称				
代表者の氏名				
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号		
		国土交通大臣 知事 許可()第 号		
		国土交通大臣 知事 許可()第 号		
この店舗で営業している建設業				

記載要領 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

～**北原**～

素材: Loose Drawing&いらすとや&TopeconHeroes



Gmailの使い方

前回の新聞では、電子メールの便利さをご紹介しました。今回は使いやすい電子メールの一つご紹介させていただきます。それはGmailです。Gmailは無料で使用ができ、複数の端末からのアクセスも可能なメールソフトです。また、仕事で使用しているメールソフト第一位にも選ばれた、人気のメールソフトです。

Gmailのメールアドレスを作成するには、Googleのアカウントを作成する必要があります。

Googleのアカウントは3分程度で作成することができるので、かなり手軽に利用することができます。スマホからも同様の手順で設定可能です。PCかスマホのどちらかでアカウントを作成し他の端末でログインすれば、同じアカウントを使用することができます。Gmailのアドレスの作り方を実際の画面を使いながら解説したいと思います。



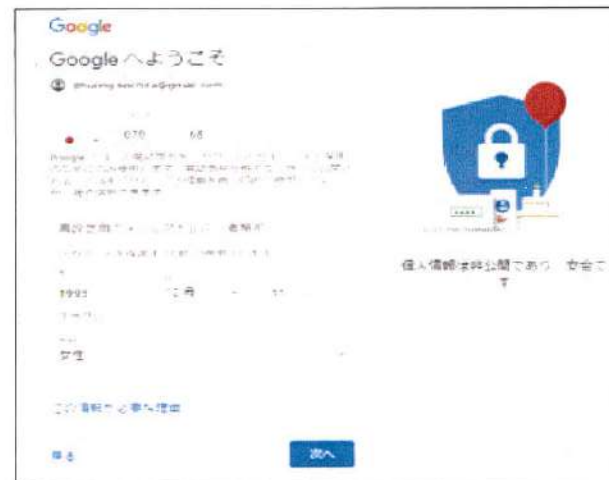
Googleアカウントの作成

まずは、「https://www.google.com/accounts/NewAccount?hl=ja」にアクセスし、Googleアカウントを作成しましょう。入力画面の最初にある「ユーザー名」の部分がメールアドレスになります。

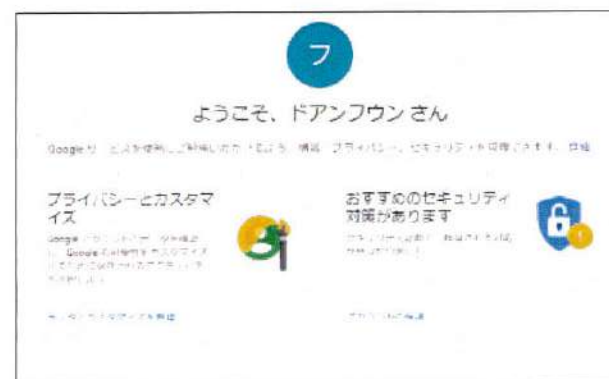
アカウントとGmailのメールアドレスは複数作成できるので、ビジネス用・私用など、用途によって使い分けましょう。姓・名・ユーザー名・パスワードを入力してから、次へのボタンをおしてください。



次の画面では、生年月日などの入力があります。電話番号は省略することができますが、パスワードを忘れてしまった時に対処する際に便利なので、入力することをオススメします。



入力してから、次へのボタンをおしてください。Googleのプライバシーポリシーと利用規約をご確認の上同意するボタンをおしてください。ここまでしたらアカウント作成完了になります。



Googleのアカウントとメールアドレスの作成は以上になります。是非試してみてください。

次の新聞では、Gmailで受信の操作方法をご紹介させていただきます。

フウ